

目的（第一条関係）

木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県内の林業及び木材産業の自立的な発展、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに循環型社会の形成に資するとともに、快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

基本理念（第三条関係）

木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ①県産木材の利用の促進を最も優先することを基本として、林業及び木材産業の発展が図られること。
- ②豊かな森林資源が枯渇することなく次の世代に継承され、森林の有する多面的機能の発揮が図られること。
- ③消費地からできる限り近接した地域の森林において生産された原木の優先的な利用に努めること等により、環境への負荷の低減に寄与すること。
- ④県民の意識の高揚・自発的な取組が促進されること。

県の責務等（第四条～第十一条関係）

【県の責務】

- ①木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定・実施
- ②森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者、県民との協働に努め、国、市町村、大学等との連携を図る

【市町村の役割】 【森林所有者の役割】 【林業事業者の役割】
【木材産業事業者の役割】 【建築関係事業者の役割】
【その他事業者の役割】 【県民の役割】

県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び県民が一体となって、木材の利用が、県内全域に大きく広がることを目指す！！



**県産木材の
利用の促進を
最も優先！！**

基本的施策（第十二条～第二十七条関係）

基本計画

- ①木材の利用の促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、基本計画を策定する
- ②基本計画に、次に掲げる事項を定める
 - (1)木材の利用の促進に関する基本的な事項、(2)木材の利用に関する目標
 - (3)県産木材の利用の促進及び供給に関する基本的な事項、(4)県産木材の利用及び供給に関する目標
 - (5)その他、木材の利用の促進に関し必要な事項
- ③計画策定に当たっては、県産木材の利用の促進を最も優先することを基本とする
- ④計画策定に当たっては、県民の意見を反映する措置を講ずる
- ⑤計画の公表、⑥計画の見直し

木材の利用の促進に関する施策

①県産木材の安定供給の促進

森林施業の集約化の促進、林内路網の整備の支援、高性能林業機械の導入及び利用の促進、新たな技術の導入の促進、森林資源の有効利用及び再生産を図るための森林の整備等の施策を講ずるよう努める

②木材の加工及び流通の体制の整備

加工、流通等の施設の整備及び生産性の向上への支援等の施策を講ずるよう努める

③建築物等における木材の利用の促進

- (1)都市部等において、木造化又は木質化が推進されるよう、必要な施策を講ずるよう努める
- (2)建築物木材利用促進協定の締結を求められたときは、これに応ずるよう努める
- (3)木材を使用した製品の利用が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努める

④県の建築物等における県産木材の率先利用

自ら整備する建築物、土木施設、工作物等において、率先して県産木材の利用に努める

⑤木材の有効利用の促進

間伐材等の未利用木材の有効利用を促進するため、エネルギー源として利用への支援等に努める

⑥県産木材の品質及び性能の明確化のための支援等

県産木材の利用を促進するため、県産木材の品質及び性能の明確化のための支援、ブランド化、産地の認証の促進等の施策を講ずるよう努める

⑦県産木材の販路の拡大

県産木材の県内外の販路の拡大を図るため、必要な施策を講ずるよう努める

⑧人材の確保及び育成

林業・木材産業を担う人材や木造建築の設計者・施工者等を確保・育成するため、必要な施策を講ずるよう努める

研究開発、連携協力体制の整備、市町村との連携等、普及啓発、表彰、財政上の措置、実施状況の公表

附則

施行期日：令和4年4月1日、見直し：施行後5年を目途として状況を勘案し検討、必要な措置を講ずる